

## 下関市高齢者見守り環境整備事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が、地域の住民と日常的に関わりをもっている事業者（以下「事業者」という。）の協力を得て、ひとり暮らし高齢者等の見守りを行い、当該高齢者等が地域から孤立することを防止するとともに、当該高齢者等の異変を早期に発見して必要な支援を行うこと（以下「事業」という。）により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり暮らし高齢者等 市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成する世帯に属する者をいう。
- (2) 見守り ひとり暮らし高齢者等への声かけ、当該高齢者等の居宅外からの安否確認等をいう。
- (3) 高齢者見守り隊 事業の趣旨に賛同する旨を申し出た市内の事業者であって、市と「高齢者見守り隊」協定書（様式第1号。以下「協定書」という。）を取り交わし、「高齢者見守り隊」登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録されたものをいう。

### (事業の実施)

第3条 事業は、事業者の協力を得て、市及び地域包括支援センターが相互に連携して実施するものとする。

### (事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 市は、事業者に事業への協力を依頼する、又は公募することによって高齢者見守り隊の拡充を図る。
- (2) 市及び地域包括支援センターは、関係機関、関係事業者その他の関係団体とのネットワークを構築し、発見・通報から支援に至るまでの連携を図る。

(3) 市は、事業の趣旨に賛同する事業者と協定書を取り交わし、登録台帳に登録するとともに、当該事業者を市ホームページ等において公表する。

(4) 高齢者見守り隊は、第6条に掲げる活動を行うものとする。

(事業者の参画要件等)

第5条 事業に参画する事業者は、市内において業務を行い、日常、その業務を誠実に遂行し社会的に信用度が高く、高齢者見守り隊としてふさわしい信頼性を保っているものでなければならない。

2 市長は、事業に参画しようとする事業者が前項に規定する要件に該当しないと認めるときは、協定書を取り交わさないものとする。

3 市長は、協定書締結後、事業者が第1項に規定する要件に該当しなくなった場合は、協定を解除することができる。

(高齢者見守り隊の活動)

第6条 高齢者見守り隊は、事業の趣旨に従事者に周知し、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 日常の業務の中で無理のない範囲において、ひとり暮らし高齢者等へのさりげない見守りを行う。

(2) ひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合には、市又は地域包括支援センターにその状況を連絡する。ただし、緊急時等必要なときには、消防署又は警察署に通報を行う。

(3) 市から配布される高齢者見守り隊のステッカーを可能な範囲において、業務等で使用する車両等に掲示し、事業の普及啓発に努める。

(高齢者見守り隊の守秘義務)

第7条 高齢者見守り隊は、高齢者見守り隊の活動により知り得た情報を他に漏らし、又は高齢者見守り隊の活動以外の目的に利用してはならない。高齢者見守り隊でなくなった後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市配食サービス助成事業実施要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市配食サービス助成事業実施要綱等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市高齢者見守り環境整備事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市高齢者見守り環境整備事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。